

報 告 事 項

1 東京都中央卸売市場における最近の状況について

(1) 卸売業者の取扱数量等の推移	1
(2) 市場業者の経営状況	2
(参考) 全国卸売市場経由率等の状況	3

2 委託手数料弾力化等に係る取組みについて

(1) 卸売市場法の改正内容	4
(2) 東京都の対応	4
(3) 東京都中央卸売市場条例と農林水産省業務規程例との比較表	
(ア) 委託手数料	5
(イ) 出荷奨励金	6
(ウ) 完納奨励金	7
(4) 卸売業者の経営状況の推移	
(ア) 卸売業者の経営状況の推移 (総売上高、営業利益率、経常利益率)	8
(参考) 他産業との利益率比較 (営業利益率、経常利益率)	10
(イ) 卸売業者の営業収支内訳	11
(5) 条例改正に伴う規制緩和事項への対応状況	12

1 東京都中央卸売市場における最近の状況について

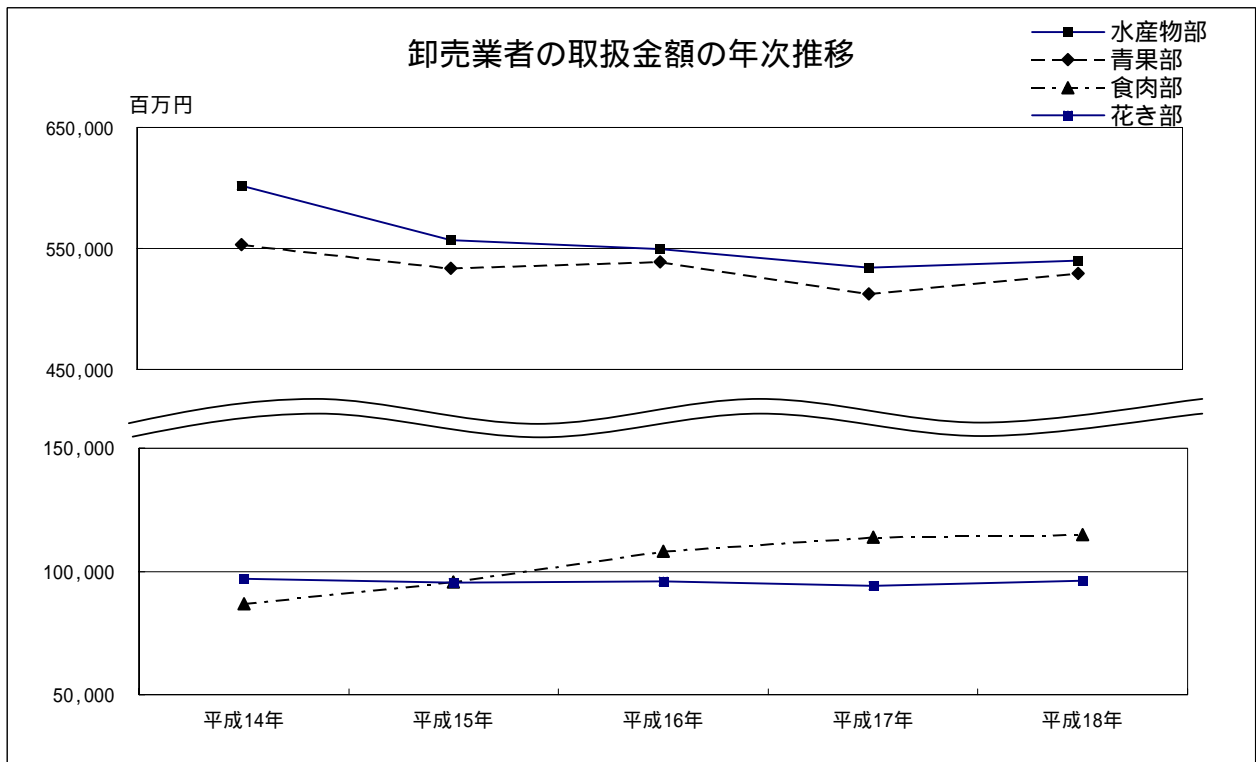
(1) 卸売業者の取扱数量等の推移

単位：トン、百万円

年次		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
水産物部	取扱数量	719,745	692,263	675,976	653,385	632,087
	指数	100.0	96.2	93.9	90.8	87.8
	金額	601,755	556,923	549,461	534,076	539,856
	指数	100.0	92.5	91.3	88.8	89.7
青果部	取扱数量	2,416,108	2,268,469	2,196,311	2,217,380	2,141,458
	指数	100.0	93.9	90.9	91.8	88.6
	金額	553,400	533,485	538,864	512,550	529,143
	指数	100.0	96.4	97.4	92.6	95.6
食肉部	取扱数量	96,972	92,578	92,684	88,267	87,346
	指数	100.0	95.5	95.6	91.0	90.1
	金額	86,815	95,770	108,144	113,953	114,873
	指数	100.0	110.3	124.6	131.3	132.3
花き部	金額	97,052	95,325	95,917	94,245	96,254
	指数	100.0	98.2	98.8	97.1	99.2

資料：東京都中央卸売市場年報

- (注) 1 指数は、平成14年を100としたものである。
 2 花き部については、品目(切花・鉢物等)により取扱数量の単位が異なるため、金額のみ記載する。



(2) 市場業者の経営状況

(ア) 卸売業者 経営状況

部 類	区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
水産物部	業 者 数	9	9	9	9	9
	赤字業者数	0	1	3	1	1
青 果 部	業 者 数	13	11	10	10	9
	赤字業者数	4	1	2	0	0
食 肉 部	業 者 数	1	1	1	1	1
	赤字業者数	0	0	0	0	0
花 き 部	業 者 数	8	8	8	8	8
	赤字業者数	2	1	0	0	1
合 計	業 者 数	31	29	28	28	27
	赤字業者数	6	3	5	1	2

(注) 赤字業者数は、経常損益による。

資料：事業報告書

統廃合の状況

年 月 日	市場名及び統廃合等の理由	増()減
平成14年10月	築地市場青果部事業統合	1社
平成14年10月	北足立市場青果部合併	1社
平成15年 4月	大田市場青果部合併	1社
平成17年 6月	淀橋市場青果部事業統合	1社

(イ) 仲卸業者

部 類	区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
水産物部	業 者 数	1,075	1,050	1,021	975	953
	調査業者数	822	816	782	756	765
	赤字業者数	487	367	363	339	392
		(59.2)	(45.0)	(46.4)	(44.8)	(51.2)
青 果 部	業 者 数	433	420	407	395	387
	調査業者数	368	356	337	325	310
	赤字業者数	152	137	98	97	91
		(41.3)	(38.5)	(29.1)	(29.8)	(29.4)
食 肉 部	業 者 数	42	39	36	34	32
	調査業者数	28	31	30	29	31
	赤字業者数	9	10	6	8	6
		(32.1)	(32.3)	(20.0)	(27.6)	(19.4)
花 き 部	業 者 数	52	52	52	52	52
	調査業者数	44	41	51	49	48
	赤字業者数	15	13	10	11	16
		(34.1)	(31.7)	(19.6)	(22.4)	(33.3)
合 計	業 者 数	1,602	1,561	1,516	1,456	1,424
	調査業者数	1,262	1,244	1,200	1,159	1,154
	赤字業者数	663	527	477	455	505
		(52.5)	(42.4)	(39.8)	(39.3)	(43.8)

(注) 1 赤字業者数は、経常損益による。

2 赤字業者数の()書きは、仲卸業者経営調査業者数に対する割合(%)である。

全国卸売市場経由率等の状況

参考

区分		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
		流通量 (千t,億円)	経由率 (%)	流通量 (千t,億円)	経由率 (%)	流通量 (千t,億円)	経由率 (%)	流通量 (千t,億円)	経由率 (%)	流通量 (千t,億円)	経由率 (%)
水産	総流通量	8,400		8,675		8,475		8,042		7,837	
	市場経由量	5,561	66.2	5,423	62.5	5,189	61.2	5,085	63.2	4,926	62.9
	中央市場 取扱量	4,746	56.5	4,674	53.9	4,497	53.1	4,395	54.7	4,328	55.2
青果	総流通量	24,163		24,526		23,499		22,973		23,294	
	市場経由量	17,120	70.9	16,933	69.3	16,523	70.3	15,967	69.5	15,322	65.8
	中央市場 取扱量	10,534	43.6	10,360	42.2	10,264	43.7	9,903	43.1	9,533	40.9
野菜	総流通量	14,854		14,715		14,210		14,115		14,063	
	市場経由量	11,757	79.2	11,688	79.4	11,370	80.0	11,185	79.2	10,796	76.8
	中央市場 取扱量	7,360	49.5	7,225	49.1	7,215	50.8	7,062	50.0	6,830	48.6
果物	総流通量	9,309		9,811		9,289		8,858		9,231	
	市場経由量	5,363	57.6	5,305	54.1	5,153	55.5	4,782	54.0	4,526	49.0
	中央市場 取扱量	3,174	34.1	3,135	32.0	3,049	32.8	2,841	32.1	2,703	29.3
食肉	総流通量	3,784		3,603		3,630		3,667		3,681	
	市場経由量	646	17.1	515	14.3	486	13.4	447	12.2	426	11.6
	中央市場 取扱量	251	6.6	221	6.1	248	6.8	224	6.1	230	6.2
牛肉	総流通量	1,576		1,338		1,283		1,248		1,151	
	市場経由量	367	23.3	248	18.5	227	17.7	197	15.8	199	17.3
	中央市場 取扱量	151	9.6	131	9.8	153	11.9	135	10.8	141	12.3
豚肉	総流通量	2,208		2,265		2,347		2,419		2,530	
	市場経由量	279	12.6	267	11.8	259	11.0	250	10.3	227	9.0
	中央市場 取扱量	100	4.5	90	4.0	95	4.0	89	3.7	89	3.5
花き	総流通金額	6,345		6,140		6,151		5,925		5,686	
	市場経由金額	5,019	79.1	4,886	79.6	4,900	79.7	4,791	80.9	4,699	82.6
	中央市場 取扱金額	1,431	22.6	1,530	24.9	1,583	25.7	1,563	26.4	1,576	27.7

(注) 水産・青果・食肉は取扱数量、花きは取扱金額による。

資料：平成19年5月農林水産省発行「卸売市場データ集」

2 委託手数料弾力化に係る取組みについて

(1) 卸売市場法の改正内容(平成16年6月)

第41条(委託手数料)が廃止されるとともに第9条(開設の許可の申請)の改正により、手数料については新たに開設者が業務規程で定めることが義務づけられた。

ただし、一定の準備期間が必要なため、5年後の平成21年4月から施行することとした。(附則第1条)

卸売市場法第41条の廃止に合わせ、出荷奨励金の交付、完納奨励金の交付についても、開設者の承認制から、関与なし若しくは開設者が一定程度関与する方式に改まった。

(2) 東京都の対応

農林水産大臣の示した業務規程例を参考に、東京都中央卸売市場条例、同施行規則等の該当の規定を改正する。改正手続きは次により行う予定である。

平成20年1月	第10回取引業務運営協議会	委託手数料弾力化等審議
平成20年4月	第11回取引業務運営協議会	委託手数料弾力化等諮問・答申
平成20年6月	都議会第二定例会	条例改正案議決
平成20年7月以降	農林水産省へ条例改正認可申請	
平成21年4月1日	新条例施行	

(参考) 現行委託手数料の率

東京都中央卸売市場条例82条

卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次表に掲げる定率以内において、規則で定める定率を乗じて得た金額とする。

同条例施行規則第63条

条例第82条第1項に規定する規則で定める定率は、次のとおりとする。

取扱品目	定率
生鮮水産物(海そうを含む)及びその加工品	100分の5.5
野菜(きのこを含む)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
果実及びその加工品	100分の7
漬物	100分の8
鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品	100分の1.5
肉類(鳥肉を除く。)	100分の3.5
肉類の加工品	100分の1.5
規則で定めるその他の食料品(右欄に掲げるものを除く。)	100分の5
花き	100分の9.5

(3) 東京都中央卸売市場条例と農林水産省業務規程例との比較表

(ア) 委託手数料

		農 林 水 産 省 業 務 規 程 例			
		1 卸売業者の届出制とする場合	2 知事が上限を定め届出制とする場合	3 知事が上限を定め、その範囲内での承認制とする場合	4 知事が委託手数料を定める場合
東京都中央卸売市場条例、規則等の概要	東京都中央卸売市場条例、規則等の概要	卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額を定めるときは、あらかじめその内容を知事に届け出なければならず、当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。	卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額について、知事が定める額以内においてあらかじめ定め、知事に届け出なければならず、当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。	卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額について、知事が定める額以内においてあらかじめ定め、知事の承認を受けなければならず、当該委託手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。	卸売業者が、卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料の額は、知事が規則で定めるものとする。
手 続	条例第82条(抜粋) 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額に取扱品目ごとに次表に掲げる定率以内において、規則(第63条)で定める定率を乗じて得た金額とする。 表(略)				
周知方法		卸売業者は、前項の委託手数料の額を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならぬ。	同左	同左	
開設者の関与	条例第82条第2項 知事が定めた定率を変更しようとするときは、東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の意見を聴かなければならない。	知事は、第1項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。	同左	知事は、第1項の承認の申請があった委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、回項の承認をしない。	
注 釈		(注)委託手数料の額又はその上限を開設者が決定する場合は、卸売業者から、経営状況や卸売業者として適当と考える手数料の額の水準等を聴取した上で、生産者を委員に含む中央卸売市場開設運営協議会の意見を聴いて決定することが適切と考えられる。			
備 考	卸売市場法制定時に生鮮食料品流通改善対策要綱の閣議決定を踏まえ、各開設者の業務規程(条例)で定率が定められ現在に至っている。手数料率は全国一律であり、取扱品目毎に下記の料率となっている。	卸売業者が機能・サービスや地域品目毎の取引実態に応じて、自らの判断で自由に料率を設定する。	上限を越えた料率の設定は出来ず、経営上の制約が生じる。合理的で妥当性のある上限の定め方を検討する必要がある。	同左 同左 合理的で妥当性のある承認基準を定める必要がある。	経営の自由度に制約が生じる。料率の設定について合理的な数値、根拠を示す必要がある。
	主な取扱品目 生鮮水産物及びその加工品 100分の5.5 野菜及びその加工品 100分の8.5 果実及びその加工品 100分の7 肉類 100分の3.5 花き 100分の9.5				

(イ) 出荷奨励金

		農 林 水 産 省 業 務 規 程 例			
		1 開設者の関与なしの場合	2 開設者が一定程度関与する場合(報告制)	3 開設者が一定程度関与する場合(事前届出制)	4 開設者が一定程度関与する場合(承認制)
手 続	<p>東京都中央卸売市場条例、規則等の概要</p> <p>条例第84条 卸売業者は、当該市場における生鮮食料品の安定した供給の確保を図るため、出荷奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>条例84条第2項 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>		<p>卸売業者は、当該市場における取扱品の安定した供給の確保を図るため、出荷者に対し出荷奨励金を支払ったときは、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p>	<p>卸売業者は、当該市場における取扱品の安定した供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>	<p>卸売業者は、当該市場における取扱品の安定した供給の確保を図るため、知事の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとする卸売業者は、規則で定めるところにより次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>
内 容	<p>(1) 申請者の名称 (2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所 (3) 交付率又は金額 (4) 交付限度 (5) 交付理由 (6) 交付期間</p>	<p>(1) 申請者の名称 (2) 出荷奨励金を交付した出荷者の氏名又は名称及び住所 (3) 出荷奨励金を交付した理由 (4) 出荷奨励の対象とした物品の品目 (5) 出荷奨励金の交付の基準及び交付した金額</p>	<p>(1) 申請者の名称 (2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目 (4) 当該出荷奨励の対象となる期間 (5) 出荷奨励金を交付する基準 (6) 出荷奨励金を交付する理由</p>	<p>(1) 申請者の名称 (2) 出荷奨励金を交付しようとする出荷者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該出荷奨励の対象となる物品の品目 (4) 当該出荷奨励の対象となる期間 (5) 出荷奨励金を交付する基準 (6) 出荷奨励金を交付する理由</p>	
開設者の関与	<p>条例84条第3項 知事は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業者の財務の健全性を阻害するおそれなく、かつ取扱品目の供給の安定に資するものと認められるものでなければ、同項の承認をしてはならない。</p>	<p>知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業者の財務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき、同項の承認をしてはならない。</p>	<p>知事は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業者の財務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき、同項の承認をしてはならない。</p>	<p>知事は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業者の財務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれなく、かつ取扱品目の供給の確保に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。</p>	
備 考	<p>出荷奨励金の交付率(概要)</p> <p>水産物部 1000分の22以内(冷凍まぐろ類) 1000分の12以内(冷凍まぐろ類以外)</p> <p>青果部 1000分の3～14以内(野菜) 1000分の2～7以内(果実)</p> <p>食肉部 1000分の15以内</p> <p>花き部 1000分の3以内</p> <p>青果部、食肉部、花き部については加算規定あり</p>	<p>開設者の関与は比較的小さい。 出荷奨励金を支払った時報告しなければならぬ。</p>	<p>開設者の関与はある程度ある。 出荷奨励金を交付しようとする時あらかじめ届出しなければならない。</p>	<p>開設者の関与度は従来どおりある。 出荷奨励金を交付しようとする時あらかじめ承認を受けなければならない。</p>	

(ウ) 完納奨励金

		農 林 水 産 省 業 務 規 程 例			
		開設者の関与なしの場合		開設者が一定程度関与する場合(承認制)	
		開設者が一定程度関与する場合(報告制)		開設者が一定程度関与する場合(事前届出制)	
	東京都中央卸売市場条例、規則等の概要	<p>1 開設者の関与なしの場合</p> <p>卸売業者は、販売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を支払ったときは、次の各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>2 開設者が一定程度関与する場合(報告制)</p> <p>卸売業者は、販売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>3 開設者が一定程度関与する場合(事前届出制)</p> <p>卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>4 開設者が一定程度関与する場合(承認制)</p> <p>卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、知事の承認を受けて、仲卸業者又は売買参加者に対し完納奨励金を交付することができる。前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>			
手続	<p>条例第87条</p> <p>卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、完納奨励金を交付しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。</p> <p>条例87条第2項</p> <p>前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を知事に提出しなければならない。</p>				
内容	<p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 相手方の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 交付率又は金額</p> <p>(4) 交付限度</p> <p>(5) 交付理由</p> <p>(6) 交付期間</p> <p>(7) 交付条件</p>	<p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 完納奨励金の交付した当該卸業者若しくは売買参加者の氏名又は住所</p> <p>(3) 完納奨励金を交付した理由</p> <p>(4) 完納奨励金の交付の基準及び交付した金額</p>	<p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 完納奨励金の交付しようとする当該卸業者若しくは売買参加者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 完納奨励金を交付する基準</p> <p>(4) 完納奨励金を交付する理由</p>	<p>(1) 申請者の名称</p> <p>(2) 完納奨励金を交付する基準</p> <p>(3) 完納奨励金を交付する理由</p>	
開設者の関与	<p>条例87条第3項</p> <p>知事は、第1項の承認の申請が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。</p> <p>一 当該承認をすることにより卸売業者間過度の競争による弊害が生ずるおそれがあるとき。</p> <p>二 当該承認をすることにより卸売業者の財務の健全性をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき。</p>	<p>知事は、前項の報告を受けた場合において、当該報告に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき、完納奨励金の交付の基準の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>知事は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき、完納奨励金の交付の基準の変更その他の必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>知事は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められておれば、同項の承認をしない。</p>			
備考	<p>完納奨励金の交付率(概要)</p> <p>水産物部 1000分の5以内</p> <p>青果部 1000分の10以内</p> <p>食肉部 1000分の3以内</p> <p>花き部 1000分の2以内</p>	<p>開設者の関与は比較的小さい。</p> <p>完納奨励金を支払った時報告しなければならない。</p> <p>開設者の関与はなくなる。</p> <p>開設者の関与はある程度ある。</p> <p>完納奨励金を交付しようとする時あらかじめ届出なければならない。</p> <p>開設者の関与度は従来どおりある。</p> <p>完納奨励金を交付しようとする時あらかじめ承認を受けなければならない。</p>			

(4) 卸売業者の経営状況の推移

(ア) 卸売業者の経営状況の推移

総売上高の推移 (単位: 億円)

		平成9年 3月末	平成10年 3月末	平成11年 3月末	平成12年 3月末	平成13年 3月末	平成14年 3月末	平成15年 3月末	平成16年 3月末	平成17年 3月末	平成18年 3月末
水産物部 (9社)	総売上高	8,447	8,245	7,948	7,803	7,809	7,223	6,865	6,495	6,354	5,946
	指数	100.0	97.6	94.1	92.4	92.4	85.5	81.3	76.9	75.2	70.4
青果部 (9社)	総売上高	6,559	6,708	7,094	6,316	6,065	5,486	5,382	5,638	5,727	5,079
	指数	100.0	102.3	108.2	96.3	92.5	83.6	82.1	86.0	87.3	77.4
花き部 (8社)	総売上高	797	827	846	807	766	939	969	962	947	904
	指数	100.0	103.8	106.1	101.3	96.1	117.8	121.6	120.7	118.8	113.4

(注) 指数は、平成9年3月末を100とする。

営業利益率の推移 (単位: %)

	平成9年 3月末	平成10年 3月末	平成11年 3月末	平成12年 3月末	平成13年 3月末	平成14年 3月末	平成15年 3月末	平成16年 3月末	平成17年 3月末	平成18年 3月末
水産物部 (9社)	0.04%	-0.02%	0.15%	0.17%	0.05%	0.13%	0.01%	-0.08%	0.20%	0.28%
青果部 (9社)	0.31%	0.26%	0.55%	0.21%	0.33%	0.14%	0.47%	0.42%	0.46%	0.45%
花き部 (8社)	0.98%	1.01%	1.36%	0.97%	1.07%	0.99%	1.12%	0.99%	0.86%	0.65%

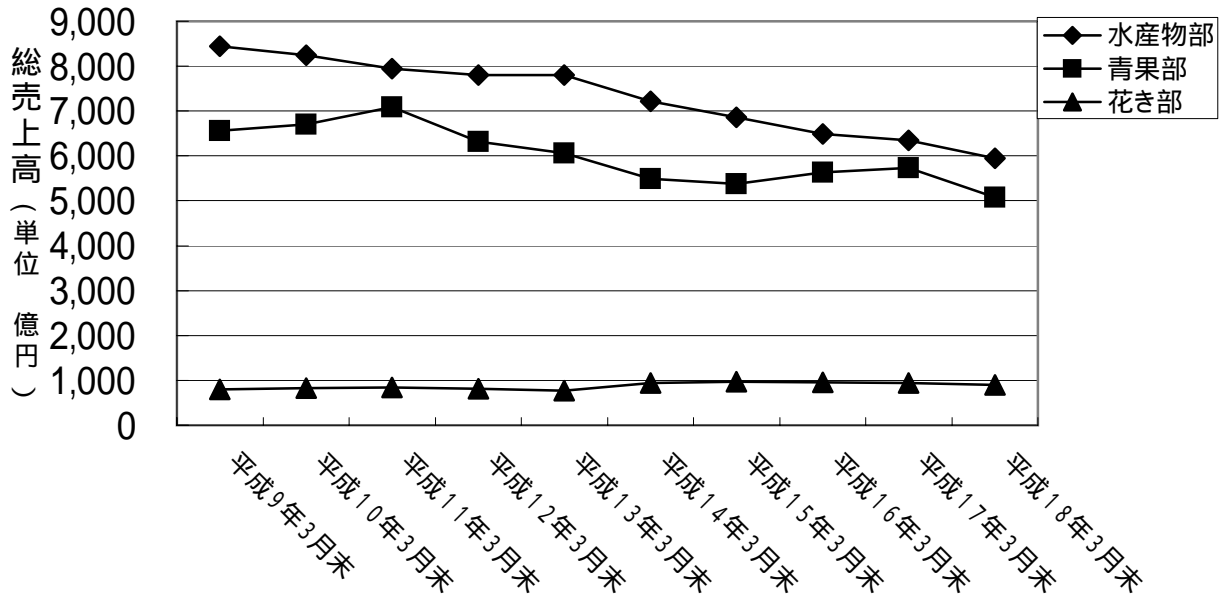
経常利益率の推移 (単位: %)

	平成9年 3月末	平成10年 3月末	平成11年 3月末	平成12年 3月末	平成13年 3月末	平成14年 3月末	平成15年 3月末	平成16年 3月末	平成17年 3月末	平成18年 3月末
水産物部 (9社)	0.31%	0.17%	0.35%	0.42%	0.20%	0.26%	0.14%	0.05%	0.37%	0.56%
青果部 (9社)	0.50%	0.53%	0.73%	0.41%	0.48%	0.24%	0.62%	0.43%	0.55%	0.56%
花き部 (8社)	0.90%	0.86%	1.26%	0.89%	1.12%	1.01%	1.12%	1.00%	0.93%	0.91%

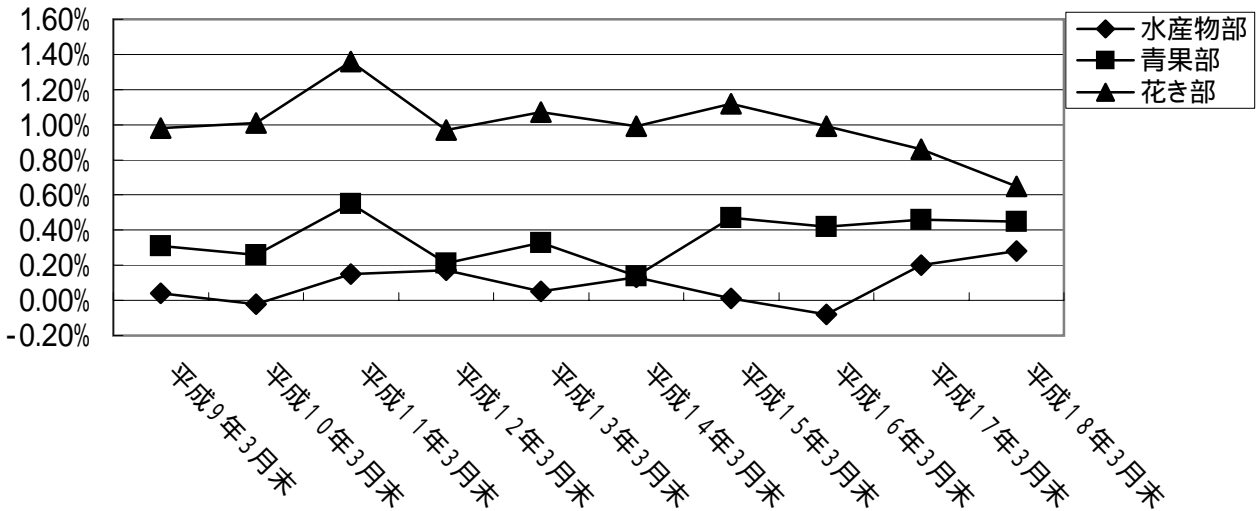
(注) 卸売業者数は平成18年3月末現在である。

資料: 事業報告書

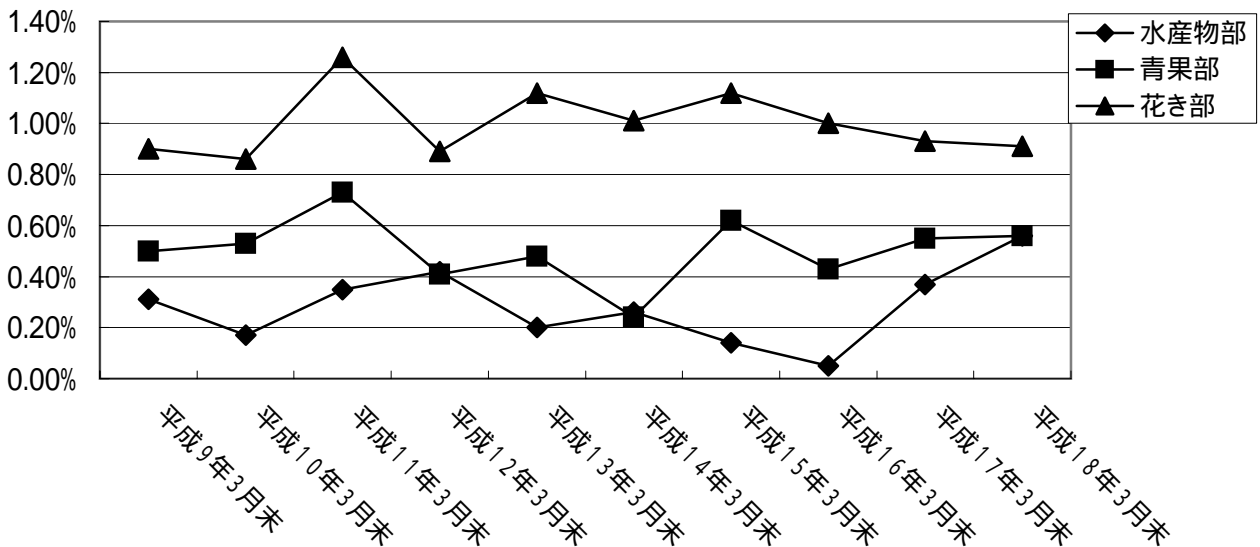
卸売業者の総売上高の推移



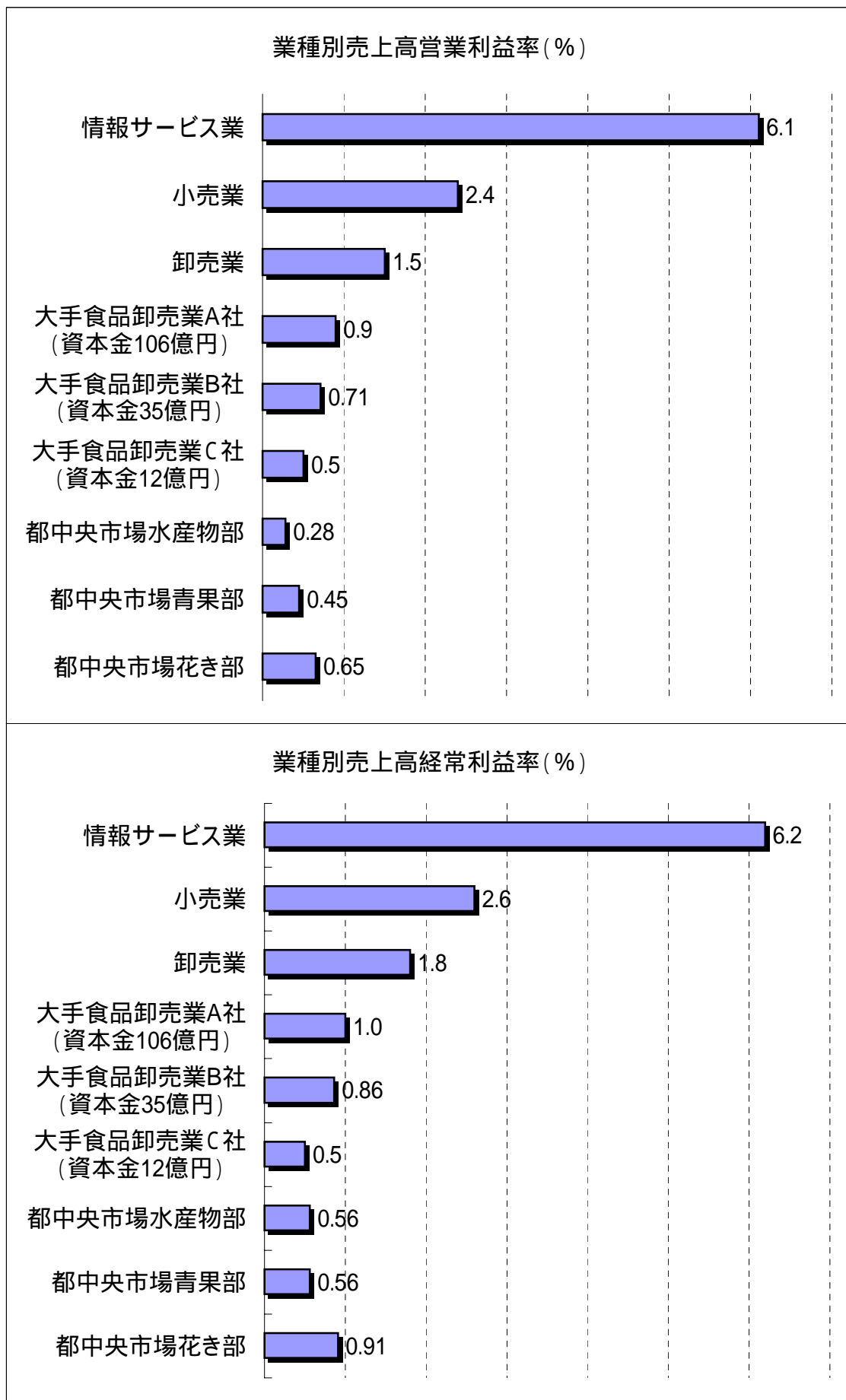
営業利益率



経常利益率



(参考) 他産業との利益率比較 (営業利益率、経常利益率)



資料：経済産業省「平成17年度企業活動基本調査」
 関東財務局「有価証券報告書」
 東京都中央卸売市場「総合財務諸表」

(イ) 卸売業者の営業収支内訳

東京都中央卸売市場卸売業者の営業収支(総売上高に対する割合)の内訳(17年度)

	水産(9社)		青果(9社)		花き(8社)	
	金額:億円	内訳:%	金額:億円	内訳:%	金額:億円	内訳:%
総売上高	5,946	100.00	5,079	100.00	904	100.00
取扱高	5,042	-	4,685	-	904	-
売上総利益	286	4.80	370	7.28	85	9.36
委託手数料	115	1.93	277	5.46	83	9.23
買付収益	131	2.21	54	1.06	1	0.13
兼業収益	40	0.67	39	0.76	0	0.00
販売費・一般管理費	269	4.52	347	6.82	79	8.71
うち 市場使用料	19	0.32	27	0.54	6	0.71
出荷奨励金	11	0.19	42	0.83	1	0.11
完納奨励金	10	0.16	48	0.94	1	0.08
人件費	126	2.11	140	2.75	42	4.69
集荷販売費	35	0.58	33	0.65	6	0.65
営業利益	17	0.28	23	0.45	6	0.65

資料:事業報告書

- (注) 1. 取扱高は兼業を含まず。
 2. 人件費は「役員給料手当」、「従業員給料手当」、「福利厚生費」、「退職給与金」、「退職給与引当金繰入」の合計である。
 3. 集荷販売費は「旅費・交通費」、「通信費」、「運搬費」、「受託品事故損」、「会議費」、「交際費」の合計である。
 4. 金額は消費税抜きである。

(参考)

全国中央卸売市場卸売業者の営業収支(総売上高に対する割合)の内訳(17年度)

(単位:%)

	水産(52社)	青果(69社)	花き(24社)
取扱高 : 億円	22,035	20,299	1,537
売上総利益	4.77	6.97	10.08
委託手数料	1.35	5.43	8.83
買付収益	2.73	1.22	0.30
兼業収益	0.69	0.32	0.95
販売費・一般管理費	4.53	6.73	9.57
うち 市場使用料	0.35	0.55	0.66
出荷奨励金	0.06	0.81	0.10
完納奨励金	0.24	0.98	0.22
人件費	2.25	2.29	5.34
集荷販売費	0.49	0.65	0.75
営業利益	0.23	0.23	0.51

資料:平成19年5月農林水産省「卸売市場データ集」

(5) 条例改正に伴う規制緩和事項への対応状況

部類	商物分離取引	第三者販売	買付集荷
水産物部 (9 社)	条例改正前では4社(44%)が実施していた。 条例改正後の新たな電子商取引による商物分離について、「実施」又は「実施予定」の会社はない。	条例改正前から水産9社、青果12社の全卸売業者が実施していた。	条例改正後、開設者の承認が不要となり、7社(78%)が「増加」「増加予定」となっている。
青果部 (1 2 社)	条例改正前では5社(42%)が実施していた。 条例改正後の新たな取引への対応については、「実施」又は「実施予定」の会社はない。	条例改正後の新たな市場間連携・業者間連携を理由とする第三者販売については、実施されていない。	条例改正後、4社(33%)が「増加」「増加予定」となっている。
食肉部 (1 社)	条例改正前の実施はなく、条例改正後も実施予定はない。	同左	同左
花き部 (8 社)	条例改正前には1社(13%)が実施していた。 条例改正後の新たな取引への対応については、1社(13%)が実施している。	条例改正前から5社(63%)が実施していた。 条例改正後の新たな第三者販売については、実施されていない。	条例改正後、5社(71%)が「増加」「増加予定」となっている。
全 国 (水産45社) (青果56社) (食肉 5社) (花き15社)	法改正前から実施している割合は、水産64%、青果63%、食肉20%、花き20%であった。 法改正後の新たな取引に関しては、「実施」・「実施予定」が水産11%、青果18%、食肉0%、花き27%となっている。	法改正前から水産87%、青果77%、食肉40%、花き47%で実施されていた。 法改正後の新たな第三者販売については、不明。	法改正後、水産18%、青果16%、食肉100%、花き60%が「増加」「増加予定」となっている。

(注) 青果部には、つけ物部2社及び鳥卵部1社を含む。

資料：東京都の状況は平成19年3月卸売業者アンケート、全国の状況は「卸売市場整備新基本方針実施状況実態調査報告書」（平成18年3月食品需給研究センター）